

令和2年度 事業計画

社会福祉法人

横浜市神奈川区社会福祉協議会

神奈川区社会福祉協議会運営の基本方針

令和2年度は、5か年計画である第3期神奈川区地域福祉保健計画「かながわ支え愛プラン」の最終年度であり、新たに第4期計画が策定される年でもあります。

計画の基本理念である「誰もが住み慣れた地域で、安心して、心豊かに、いきいきと暮らすまちをつくろう」に基づき、この5年の間に進められてきた様々な取組みの成果を検証し、第4期計画へ引き継いでいく取組みや、新たに取組む課題について、住民主体の計画となるよう策定を進め、地域共生社会の実現につなげます。

「サロン」や「子どもの居場所」「地区ボランティアセンター」などの活動への支援を継続するだけでなく、ふれあい活動や、住民支え合いマップへの取組み支援も継続することで、課題の把握から住民同士の支え合い活動へつながる動きを、地区社協や地域ケアプラザ等と積極的に連携しながら推進します。

地域活動団体の支援については、神奈川区ふれあい助成金をはじめとした各種助成金による支援だけでなく、活動や運営に関するアドバイザーとしての役割も継続して周知します。また、会員法人・施設の地域貢献活動と住民主体の地域活動とのつなぎ役としても積極的に取組みます。

生活困窮者支援については、区生活支援課や地域ケアプラザ等と情報や課題の共有を進めながら、食支援も含めた支援を継続します。

あんしんセンター、ボランティアセンター、移動情報センター、生活福祉資金貸付事業などの連携を意識し、事業展開を図ります。

災害ボランティアセンターについては、開設準備体制の整備を進め、区災害対策本部との連携強化を図ります。

全ての業務において、区役所、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）などの関係機関ともしっかりと連携をとりながら区社協業務を進めます。

※「かながわ支え愛プラン」は、子どもから高齢者までのすべての方を対象に、区民との協働により福祉と保健の取組を一体的に策定した神奈川区地域福祉保健計画の愛称です。

□ 令和2年度の神奈川区社協重点取組

1 身近な地域のつながり・支えあい活動の推進

- (1) 住民同士の支えあい活動の推進(住民支えあいマップ、ふれあい活動やサロン等居場所づくり推進)
- (2) 地区社協活動への支援(市域検討会「地区社協検討会」での議論や“てびき”に沿った地区社協活動の推進や財源の有効活用と適正な運営を支援)
- (3) 神奈川区地域福祉保健計画の推進「かながわ支え愛プラン」の推進
(第4期計画の区計画と地区別計画の策定支援)
- (4) 生活支援体制整備事業の推進(第2層生活支援コーディネーターや関係機関と連携し、介護予防、生活支援等の地域づくりを各地域で展開)
- (5) 地区社協や地域の福祉団体への活動資金の助成(区社協ふれあい助成金、年末たすけあい募金の配分、災害時要援護者支援事業や善意銀行の配分など資金面の支援)
- (6) 関係機関・団体との連携(地区民生委員児童委員協議会や地区社協等関係機関や団体と連携し、身近な地域での生活課題や社会的な孤立などの解決に向けた検討)
- (7) 社会福祉法人等の地域貢献活動の推進(区内社会福祉法人や企業の地域貢献活動と地域をつなぐ)

2 幅広い福祉保健人材の確保

- (1) ボランティアセンター機能の強化(学生等新規ボランティアの開拓)
- (2) 地域ケアプラザと連携したボランティア活動の推進
(包括エリアで開催されるボランティアグループ連絡会・サロン連絡会の開催支援)
- (3) 災害ボランティアセンターの設置・運営
(運営マニュアルの充実と災害ボランティアセンター・サポーターの養成)

3 高齢者、障がい児者、子育て中の親や生活困窮者への支援

- (1) あんしんセンターの運営(高齢者や障がい者の権利擁護に関する啓発、相談と生活支援)
- (2) 送迎サービス事業の実施(移動支援機関や移動情報センターと連携した移動困難者への支援)
- (3) 移動情報センターの運営(障がい者の移動をはじめとした支援ボランティアの発掘と育成)
- (4) 障がい児者のための支援(余暇支援事業や障がい理解啓発の推進)
- (5) 子ども支援事業の実施(地域活動交流コーディネーターと連携し、子どもの居場所づくりの推進)
- (6) 生活困窮者への支援(食糧を通じた支援の仕組みの検討)

4 区社協の発展に向けた組織と運営基盤の強化

- (1) 会員活動の充実(会員加入促進と部会、分科会活動の充実)
- (2) 福祉への理解啓発(社会福祉大会の開催、ホームページや広報紙による地域活動と情報の発信)
- (3) 各種募金活動の推進(善意銀行や共同募金等、活動財源の充実に向けた意識の醸成)
- (4) 適正な法人事務の執行(公益的な取組みと法令を順守した運営と職員の資質向上)
- (5) 事業の効率化と既存事業の見直し(事業の再編・整理、廃止・統合)

令和2年度 横浜市神奈川区社会福祉協議会事業計画（案）

重点項目1 身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進

1 住民同士の支えあい活動の推進

【支え愛プラン基本目標 柱1-1-②、柱3-3-①、柱4-4-②】【中期計画 1-1】

① 「住民支えあいマップづくり」をきっかけにした小地域における要援護者の把握、見守り、支えあい推進事業

財源：市社協補助金
：共同募金配分金

「住民支えあいマップづくり」をきっかけにして支えあいの輪を広げていく活動を平成25年度から始め、現在60を超える自治会町内会、100名を超す民生委員児童委員が取り組んでいます。令和2年度は、目的と機能について振り返りを行います。

○「住民支えあいマップ講座」

対象 自治会町内会・民生委員児童委員

講師 住民流福祉総合研究所 木原孝久氏

各地区での支えあいマップづくりを行い、見守りや支えあいの輪を広げていきます。

② 地域支援者の育成・ネットワークを活用した地域づくり

財源：市社協補助金

住民、地域活動団体、機関・企業が連携し地域づくりを進めていけるように、その連携をコーディネートするケアプラザコーディネーター等のスキルアップのための研修の開催をします。様々な連携先と出会い、また、コーディネーターがつながる機会をつくっていきます。

③ 地域が行う災害時要援護者支援活動への支援（区役所と協働）

財源：区役所負担金、善意銀行配分金

神奈川区役所と協定を締結した自治会町内会を対象に、災害時要援護者事業の助成を行います。

（自治会町内会等の世帯数に応じて2万円～8万円を区役所と協定締結後5年度内に2回を限度としています）

④ 「ふれあい活動」への支援（区役所と協働）

地区社協が主体となり、「ふれあい活動」が地域に浸透するよう、さまざまな人たちがふれあい活動員として広がり、気になる人に気づき、支援の仕組みが進むよう、相談や研修会の開催など支援していきます。

<p>⑤ サロン連絡会・ 地区ボラ連絡会の開催</p>	<p>居場所づくり実施団体の情報交換や課題整理の場として、区域の連絡会を開催します。また同時にケアプラザ・包括支援センター圏域での交流会・連絡会開催を支援します。</p>
<p>2 地区社協活動への支援 【支え愛プラン基本目標 柱4-4-①、3-3-②】【中期計画 1-3】</p>	
<p>① 地区社協会長・事務担当者会議の開催</p> <p>② 地区社協役員等活動推進のための研修会の開催</p> <p>③ 地区社協相談支援事業</p> <p>④ 地区社協活動の広報支援</p> <p>⑤ 地区社協への活動助成 財源：市社協補助金 共同募金配分金 区社協会費</p>	<p>地区社協の運営支援と組織強化を目的に役員等の参加を得て定例会議を実施します。 年6回開催（4月、6月、8月、10月、12月、2月）</p> <p>○他区・他都市で取り組まれている先進事例を学ぶ研修の機会をつくります。 ○地区社協同士で自分たちの役割や活動について、検討しあえる機会をつくります。</p> <p>各地区社協に地区担当職員をおき地区社協の運営や事業の実施をサポートします。</p> <p>地区社協の活動が幅広い世代の住民に周知されるよう、その活動について、区社協のホームページや「区社協だより」で紹介します。</p> <p>地区社協活動が安定的に行えるよう、助成金を交付します。 ○地区社協活動費（財源：市補助金） ○地区社協支援費（財源：区社協会費） ○地区社協育成費①（財源：共同募金 一般募金） ○地区社協育成費②（財源：共同募金 年末たすけあい募金） ※各助成金額は各地区の世帯数、募金実績等をもとに積算します。</p>
<p>3 第3期区地域福祉保健計画「かながわ支え愛プラン」の策定推進（区との協働） 【支え愛プラン基本目標 柱4-4-①】【中期計画 1-4】</p>	
<p>① 地区別計画の推進に向けての取り組み支援</p>	<p>第3期計画の最終年（推進5年目）としてこれまでの取り組みの振り返りを行いつつ、第4期計画の策定に向けて区と共同事務局の立場で推進していきます。 第4期の地区別計画策定に向けて地区の特性に合わせた目標設定を各地区社協が主体的に関われるよう支援します。</p>

4 生活支援体制整備事業の推進	
【支え愛プラン基本目標 柱4-4-①】【中期計画 1-1】	
<p>① 「生活支援コーディネーター」を中心にした地域支援づくり 財源：市社協受託金</p>	<p>支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心した生活を送っていただけるように、住民主体の活動、福祉団体、NPO法人、社会福祉法人や企業など様々な団体の参加を得て、地域支援を総合的に進めます。</p> <p>この事業の推進にあたっては、区社会福祉協議会（以下「区社協」と）各地域包括支援センターに配置された“生活支援コーディネーター”が、地域での生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた取り組みを一体となって進めます。</p>
<p>② 生活支援コーディネーター連絡会の開催</p>	<p>連絡会を区役所、地域ケアプラザ・包括支援センター等と協力して連絡会を開催します。日常生活圏域の取組状況の把握や共有のほか、スキルアップの研修を行います。</p>
5 地区社協や福祉団体への活動資金の助成	
【支え愛プラン基本目標 柱4-4-②】【中期計画 5-9】	
<p>① 神奈川区社協ふれあい助成金の配分 財源：市社協補助金、区社協善意銀行配分金、共同募金配分金</p>	<p>区内で行われるボランティア活動、地域活動や障がい者団体等の活動の立ち上げや活動の継続性を支援するための助成金を配分します。</p> <p>助成金の配分審査については、公平性・透明性を確保するため「神奈川区社協助成金総合審査委員会」で審査を行います。</p> <p>[助成区分]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要援護者支援区分 ○障がい児者支援区分 ○福祉のまちづくり区分 ○健康増進区分 ○活動奨励金区分（区社協が独自で助成する制度） <ul style="list-style-type: none"> ・すくすくかめっこ備品等助成区分 ・特別記念事業への助成区分 ・会員団体助成区分
<p>② 年末たすけあい募金の配分金による助成・配分</p>	<p>募金の実績をもとに次のとおり助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区内で地域活動を行う団体や福祉施設への事業助成 ○募金予算額の約4割相当を地区社協へ助成

6 関係機関や地域と連携した支援のネットワークづくり

【支え愛プラン基本目標 柱 4-4-①】【中期計画 1-1】

① 困りごとを抱える要援護者情報の共有化と解決に向けた取組

区社協は、住民支えあいマップ作りや日常業務で地域から様々な相談を受ける中で、制度では解決できない困りごとや生活課題を抱える人の情報を民生委員・児童委員や住民、地域ケアプラザ・地域包括支援センターと共有し、その対応を共に検討し解決に向けて連携していきます。

情報の共有・連携のため地区担当職員が、各地区社協、連合自治会町内会定例会や各地区民児協定例会に定期的に参加しています。

② 専門機関相互の情報の共有化と解決に向けた取組（専門機関職員の情報交換の場への参加）

○地域包括支援センターや区役所などの専門機関の職員の定期的な情報交換の場である毎月の定例カンファレンス

（事例検討会）に参加し、様々な生活課題を抱える人に対して、専門機関の職員同士で情報を共有し、対応策を考えていきます。特に制度では解決できない狭間の課題や制度で対応していても充足されないニーズを見つけ出し、地域の取り組みと連携させながら、個別の支援の充実を図ります。

○生活困窮者自立支援制度の自立支援相談事業（区役所生活支援課）と連携し、生活課題を抱える方をつなぎ、生活福祉資金貸付制度の運用を図ります。

○食糧支援をとおり生活困窮者とのつながりをつくり、区など専門機関とともに生活再建支援を行います。

③ 地域包括支援センターが主催する地域ケア会議への参加

民生委員・児童委員などの地域関係者と医療・保健・福祉の専門機関が集まり、個別の課題解決のために協議する地域ケア会議（地域包括支援センターが呼びかけ）に参加します。会議の中では特に地域の視点に立ち、狭間の課題への対応や生活のさらなる充実に向けた取り組みを提案していきます。

7 社会福祉法人の地域貢献活動の充実 【支え愛プラン基本目標 柱 3-3-②】【中期計画 4-2】	
④ 社会福祉法人・施設の地域貢献活動支援	社会福祉法人施設が身近なエリアで地域のニーズを踏まえた具体的な取組が行えるよう、区社協がコーディネーター役となり区社協をはじめとした関係団体との協働を進めていきます。
重点項目 2 幅広い福祉保健人材の育成	
1 ボランティアセンター機能の強化 【支え愛プラン基本目標 柱 3-3-①】【中期計画 3-7】	
① ボランティアの発掘と育成、地域の支えあい活動のための担い手育成 財源：市受託金	○区社協の他事業や地域とも連携し、ワンストップサービスを心がけたきめ細かいコーディネートを行います。 ○隔月で移動情報センターと共催で「ボランティア入門講座」の開催をします。 ○新規ボランティア数を増やすための取り組みとして学生や退職した世代に向けたアプローチを検討し、ボランティア数を増やします。 ○企業の社会貢献活動への支援を通して、地域課題を解決するための新たな社会資源の発掘を推進します。
② 地区ボランティアセンターの運営及び設置の取組支援	各地域に設置された地区ボランティアセンターの運営支援として連絡会や研修会を開催します。また、新たに立ち上げを検討している地域への支援を行います。 《平成 24 年度設置》大口・七島地区、菅田地区 《平成 28 年度設置》神奈川地区、松見地区、松見 4 丁目町会、三ツ沢南町町内会 《平成 29 年度設置》三ツ沢下町自治会（三ツ沢地区） 《令和元年度設置》白幡西町町内会（白幡地区）
③ 福祉保健活動拠点の運営（指定管理者 市委託事業） 財源：市受託金、 印刷機使用料	地域福祉保健活動とボランティア活動の有効な場として、適正な管理・運営を図ります。 指定管理期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 開館時間 9：00～21：00（日・祝日は 17：00 まで） 業務内容：部屋・印刷機・メールボックス・ロッカーの貸出しやボランティア相談・紹介・支援

<p>④ 福祉教育の推進 財源：市社協補助金</p> <p>⑤ ボランティア団体、活動者への支援（助成金：再掲）</p>	<p>学校や地域団体、企業などが行う福祉学習のために機材貸出、講師調整、研修内容の企画を行います。</p> <p>福祉学習の推進を通して、お互いを認め配慮しあう心の育成、地域の課題に気づき自分ごととして考えられる地域づくりを進めていきます。</p> <p>区社協助成金制度（神奈川区ふれあい助成金）により活動を継続していくためや新たな活動の立上げのための助成を行います。</p>
<p>2 地域ケアプラザと連携したボランティア活動の推進 【支え愛プラン基本目標 柱 3-3-②】【中期計画 3-7】</p>	
<p>① 地域ケアプラザが実施する担い手育成事業への支援</p> <p>② 地域活動交流コーディネーター連絡会の開催 財源：市補助金</p>	<p>地域ケアプラザが主催する事業を助成し個人の困りごとを地域課題ととらえまちづくりを支援します。また、包括エリアで開催されるボランティアグループ連絡会・サロン連絡会の開催支援、地区ボランティアセンターの支援を行います。</p> <p>地域ケアプラザ・区役所等と協力して連絡会を開催します。ボランティア育成・障がい啓発・子ども支援等について取り組み状況の把握や共有のほか、スキルアップの研修を行います。</p>
<p>3 災害ボランティアセンターの設置・運営 【支え愛プラン基本目標 柱 1-1-②】【中期計画 5-11】</p>	
<p>災害ボランティアセンターの運営体制の整備</p>	<p>区と締結した「神奈川区災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定書」にもとづき、災害ボランティアセンター設置とその運営体制について、業務継続計画のもと検討し充実させます。</p> <p>神奈川区では、地域防災拠点と緊密な連携を図る形で検討を行ってきました。さらに地域住民を主体とした「災害ボランティアサポーター」（ボランティアセンターの運営支援にあたる近隣住民）の養成とともに、設置・運営マニュアルの充実を図ります。</p>

重点項目 3 高齢者、障がい者、子育て中の親や生活困窮者などへの支援

1 神奈川区社協あんしんセンターの運営

【支え愛プラン基本目標 柱 1-1-②】【中期計画 2-1, 2-3】

① 契約に基づく定期訪問、金銭管理サービス

財源：市社協受託金、
利用料、区社協会費

誰もが地域で安心して暮らすことができるように、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談を受け、定期訪問を通して福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス等を行います。

② 制度の広報、啓発

出張講座、情報交換会を行い、あんしんセンターや成年後見制度について、支援が必要な方に関わる関係者や地域の団体などへの周知を強化し、理解を促進していきます。また、エンディングノートの普及・啓発も行っていきます。

③ 関連機関との連携

地域ケアプラザ等、関係機関・団体等のネットワークを強化することを目的に、区福祉保健センターと連携し「サポートネット全体会」を実施し、権利擁護に関する課題の検討を行います。

また、包括支援センター連絡会社会福祉士分科会に参加し、あんしんセンターへの理解促進と関係機関との連携強化を進めます。

④ 市民後見人の活動支援

横浜生活あんしんセンター、区福祉保健センター、地域ケアプラザをはじめとする関係機関と連携し、市民後見人の活動を支援します。

また、サポートネット分科会を実施し、課題の検討等を行うことで、関係機関とのネットワークを強化します。

2 外出支援サービス事業（市委託事業）、区社協送迎サービス事業

【支え愛プラン基本目標 柱 1-1-②】【中期計画 5-7】

送迎サービスによる支援

財源：市社協受託金、利用料

一人での移動や公共交通機関の利用が困難な要介護高齢者や障がい者に対して、リフト付ワゴン車で運転ボランティアによる送迎サービスを行います。

外出支援サービス事業における本会の役割や区社協送迎サービス事業の今後について、介護保険サービスを始めとした他の送迎サービス事業の状況を踏まえ、見直しを検討します。

3 移動情報センターの運営（市委託事業） 【支え愛プラン基本目標 柱 1-1-②】【中期計画 5-6】	
① 相談窓口での相談調整・ニーズの発掘と対応 財源：市社協受託金	障がいのある人のための外出を支援する相談窓口として、移動事業者の情報、地域の支援者やボランティアなどの情報や制度を、利用者や事業者からの相談に応じ提供・コーディネートします。 新たにニーズの高い公共交通機関の利用支援事業に取り組みます。
② 障がい児・者のためのボランティアの発掘と育成、ネットワークづくり	区ボランティアセンターや地域ケアプラザなどと連携し、担い手となるボランティアの発掘と育成のためのガイドボランティア講座を開催します。またガイドボランティアの悩み等をボランティア同士で話し合う交流会もフォローアップのため開催するとともに支援団体やボランティアグループのネットワークづくりを行います。
③ 情報発信	移動情報センター通信を発行し、関連機関や地域に向けて情報発信を行います。（年2回）
④ 推進会議の開催	当事者団体、支援機関等で構成されている推進会議を開催し、事業等について意見交換を行い、事業推進を図ります。（年4回）
⑤ ガイドボランティア事務取扱団体の運営 財源：市補助金	ガイドボランティアの登録や事務を取扱う団体の運営を行います。
4 障がい児・者のための支援 【支え愛プラン基本目標 柱 1-1-②】【中期計画 1-1】【中期計画 3-5】	
① 余暇プログラムの実施 財源：共同募金配分金	Route7 プロジェクトの連携事業としてパラリンピックスポーツ交流会を実施します。家族や地域の方と共に参加できる障がい者スポーツをツールにして、地域で顔の見える関係づくりに繋がります。学齢障がい児者の余暇支援事業を地域ケアプラザと共催します。
② 区障害者自立支援協議会への参加	会員団体と連携をとりつつ、自立支援協議会に参画していきます。
③ 障がい啓発の取り組み	区自立支援協議会や区障害者地域作業所連絡会、療育おやこネットワーク gift 等と連携し、啓発の事業を開催します。

<p>④ 療育親子ネットワーク会議への参加</p>	<p>また、地域ケアプラザエリアや地区社協、地区民生委員児童委員協議会エリアで障がい啓発講座を開催します。</p> <p>神奈川区地域子育て支援拠点（かなーちえ）で行われている療育親子ネットワーク会議に参加します。また、そこで話し合われている区内での障がい理解・啓発活動について支援をします。</p>
<p>5 子ども支援事業の実施</p> <p style="text-align: center;">【支え愛プラン基本目標 柱 1-1-②】【中期計画 1-5】</p>	
<p>① 区民生委員児童委員協議会（主任児童委員）と連携した子どもの居場所づくりの推進</p> <p>財源：共同募金配分金 年末たすけあい配分金</p> <p>② 神奈川区子育て情報ホームページ「はぐはぐ神奈川」の運営</p> <p>財源：共同募金配分金</p>	<p>放課後の居場所づくり活動の展開を支援するとともに子どもに関する問題や支援についての地域の中で話し合う機会づくりも広げていきます。</p> <p>○居場所づくり活動情報交換会の開催（毎月1回）</p> <p>○神奈川区子ども支援ネットワーク会議（年1回）</p> <p>○協力者の発掘と活動者とのコーディネート業務</p> <p>子どもの居場所づくりの立上げ・継続支援として、活動者と食材等の寄付を申し出してくれる協力者とのコーディネートを行います。</p> <p>○事例報告会の開催（年1回）</p> <p>区内で立ち上がってきた活動事例を活用し、さらに地域の中で居場所づくりが広がりを見せるよう啓発していきます。</p> <p>「はぐはぐ神奈川ホームページ」にて子育て世代へ向けた地域情報を発信します。ホームページの運営は“はぐはぐ神奈川編集隊”に委託します。</p>
<p>6 低所得者、被災者への支援</p> <p style="text-align: center;">【支え愛プラン基本目標 柱 1-1-②】【中期計画 5-8】</p>	
<p>① 生活福祉資金貸付事業（県社協委託事業）</p> <p>財源：県社協受託金</p>	<p>低所得世帯や高齢者・障がい者世帯などで一時的に資金を貸し付けることを通じて、世帯の自立を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金） ・教育支援資金（教育支援費、就学支度費） ・不動産担保型生活支援資金 ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費） ・臨時特例つなぎ資金

② 生活困窮者自立支援制度と連携した要援護者に対する相談支援	生活に困った方の相談を行う区役所の相談窓口の自立相談機関と連携して、その方の状況に応じたサポートをしていきます。また、一時的に食に困っている方へ、関係団体から食糧を提供してもらい直接食糧支援を行います。
③ 小災害見舞金	火災、風水害等の災害により住家に被害を受けた罹災世帯に関係団体と連携して見舞金を支給します。
④ 緊急援護事業	区民児協・区役所と協力して行旅人に交通費、要援護者に生活用品の購入費等を支給します。
⑤ 交通遺児見舞金	交通事故により保護者を失った遺児に対して見舞金を交付します。

重点項目 4 区社協の発展に向けた運営基盤の強化

1 会員活動の充実

【支えあいプラン基本目標 柱 3-3-②】【中期計画 4-1】

① 施設の福祉保健従事者の確保、育成の取組 財源：市社協受託金 会費	区内の高齢者等福祉施設の連絡会を中心に、地域との連携事業や福祉保健従事者の育成につながる取組を行います。併せて会員の加入促進を図ります。 ○ 福祉施設と地域との連携について検討 ○ 各施設の新人職員の交流会の開催 ○ 施設職員研修会 ○ 青色防犯パトロール事業の推進 ○ ウィリング横浜との共催による研修
② 地区社協分科会	地区社協の運営支援と組織強化を目的に、役員等の参加を得て、定例会議や研修会を実施します。 年 6 回開催（4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月）（再掲）
③ 障がい者団体分科会	各団体が抱える課題検討や情報交換を行います。また課題解決に向けた取組を行っていきます。
④ ボランティア分科会	各ボランティアグループや市民活動団体のコミュニケーションと活動の発展を図る場として、分科会を開催します。
⑤ 民生委員、自治会町内会、福祉関係団体分科会など	その他の分科会についても毎月開催される定例会議に出席し、情報収集や事業の提案や依頼をします。

2 福祉への理解啓発	
【支えあいプラン基本目標 柱 1-1-①】【中期計画】	
① 「区社協だより」の発行 財源：共同募金配分金	区社協や地域の福祉活動を広く理解していただき、地域住民の理解を深めるために、タウンニュースを活用して年2回発行します。
② 地域新聞や広報よこはま 神奈川区版に事業情報掲載	区社協事業情報や助成金募集情報など、広く区民に周知します。(年10回程度)
③ 第36回区社会福祉大会 の開催 財源：会費	福祉活動に功労のあった方に感謝に意を表するとともに「かながわ支え愛プラン」の区・地区別計画の取組と進捗状況の発表の場とします。 内 容 第一部 福祉活動功労者感謝 第二部 かながわ支え愛プランに関する事例発表等 日 程 令和3年2月(予定)
④ 福祉活動功労者への感謝 状の贈呈	長年の福祉活動への功労に感謝するため、神奈川区長と連名で社会福祉大会において感謝状を贈呈します。
⑤ 区社協ホームページの運営 財源：共同募金配分金	地域の活動状況、福祉情報や区社協の法人運営について定期的に更新し情報を提供します。
⑥ 神奈川区民まつりへの参加	区社協や共同募金運動などのPRを行い、福祉に対する理解を促進します。令和2年10月 会場:反町公園
3 各種募金活動の推進	
善意銀行寄付金受入れの推進	善意銀行寄託金品受入を推進するため、制度のPRに努めます。また、寄附金・物品を有効に活用し、地域福祉の推進を図ります。
4 適正な法人事務の執行	
① 理事会、評議員会、正副会 長会	本会が地域福祉の中心的な役割を果たすため、理事会は業務執行機関とし、評議員会は議決機関として、定期的に開催し、重要な事業の進め方について審議します。 また、正副会長会を定期的に開催し、事業の進め方や方針を審議します。
② 監事による監査	適正な組織運営を図るため、業務執行の状況と法人の財産の状況の監査を受けます。

③ 各種委員会	<p>それぞれの業務に基づいて、下記の各種委員会を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○助成金総合審査委員会 ○評議員選任解任委員会 ○業者選定委員会等
④ 予算・決算管理、出納	<p>日々の適正な予算執行を行うとともに、現金の保管管理ルールを遵守し、事故が発生しない職場環境をつくります。</p>
⑤ 事業計画、事業報告	<p>年度ごとの事業計画・報告書を作成し、計画的に事業を執行するとともに、会員に送付し引き続きご協力をいただくように努めます。</p>
⑥ 法人登記、定款・規程の管理	<p>信頼される法人運営を目指すため、適切な事務管理に努めます。</p>
⑦ 個人情報保護管理	<p>業務に関する個人情報の適切な管理に努めます。</p>
⑧ 苦情解決対応	<p>苦情があったときは適時適切に対応します。また、業務の改善につなげサービスの質の向上に努めます。また、「ご意見箱」を設置し、区民が意見や要望を寄せやすい環境を維持します。</p>
⑨ 社会福祉法人の公益的役割の強化	<p>社会福祉法改正にともない、本会自らの運営の透明性を確保するとともに内部管理体制の整備を行います。またこれまで以上に公益的な役割を發揮します。</p>
⑩ 団体事務の推進	<p>次の地域福祉関係団体の事業運営に協力します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県共同募金会横浜市神奈川区支会 ・日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部 神奈川区地区委員会 ・神奈川保護司会 ・神奈川区更生保護女性会
5 事業の効率化と既存事業の見直し	
① 庶務、労務管理、文書管理、事務効率化の推進	<p>各業務の効率的かつ適正な事務執行を図り、必要に応じて事務改善に努めます。</p>
② 既存事業の見直し	<p>新たなニーズに応えるため、既存事業の再編・整理、廃止・統合を行います。</p>